平成２９年（フ）第８０７６号
東京都豊島区要町１丁目25―４―301
破産者　中井友美佳
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０８６号
東京都品川区小山４丁目13―９
破産者　清水　勇磨
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１２１号
東京都江戸川区南葛西３丁目15―22―307
破産者　後藤　美和
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１２４号
東京都港区赤坂９丁目６―26―701
破産者　渡辺　小菊
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１５２号
東京都江東区扇橋２丁目６―12―401
破産者　吉元　　誠
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１５８号
東京都町田市中町４丁目18―22―102
破産者　須田　庄治
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１６３号
東京都渋谷区本町３丁目41―15―305
破産者　東　　雄作
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１７４号
東京都台東区寿３丁目７―12―304、申立時の住所東京都品川区中延６丁目３―４―301
破産者　本間　康司
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０８号
東京都大田区平和島２丁目１―１　京浜トラックターミナル管理棟806
破産者　信吉　邦夫
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２１５号
東京都大田区萩中１丁目14―25
破産者　岡田　健三
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２１６号
東京都大田区萩中１丁目14―25
破産者　岡田亜貴子
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２２１号
千葉県船橋市習志野５丁目１―18
破産者　小川　洋一
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２２２号
埼玉県熊谷市拾六間508―２
破産者　小林　隆司
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２６７号
東京都八王子市長房町109　市営住宅長房第１団地　８号棟31号
破産者　川尻ひろみ
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２７４号
東京都世田谷区給田２丁目６―27―201
破産者　浅井　幹郎
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２９１号
東京都立川市柴崎町１丁目20―20―202
破産者　櫻岡　良匡
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９４号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目15番地の３
破産者　有限会社プロテックワン
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４４号
仙台市宮城野区萩野町３丁目３番３号
破産者　有限会社サプリ
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
茨城県北茨城市磯原町磯原５丁目183番地
破産者　有限会社アーバンコンサルティング
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９６２号
さいたま市浦和区北浦和４丁目２番７号中村第２ビル４Ｆ
破産者　株式会社Ｄ―ＭＩＮＤ
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９４号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目24番36号
破産者　株式会社ＧＲＥＥＮＩＮＧ・ＰＬＡＮ
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３４号
佐賀県唐津市和多田百人町３番60号　オークハイム102号、開始決定時の住所千葉県柏市西町９番４号　セナリオフォルム柏Ⅸ―Ｅ号
破産者　西村　悠大
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部